

4年生の民法基礎演習について

以下のとおりの取り扱いとする。

1. 2018・2017年度進学第2類（法律プロフェッション・コース）、2016年度以前進学第1類（私法コース）及び第2類（公法コース）の学生で単位未修得の者については、各自指定されたクラスの授業に参加すること。
（所属クラスは4月1日（月）より掲示場へ掲示する）
2. 以下の場合に限り、クラスの変更を受け付けるので、教務係に申し出ること。（自己都合は受け付けない）
 - ・指定されたクラスと同時限の演習に申込みをし、参加許可を得た場合。
 - ・指定されたクラスと同時限に開講される
「特別講義現代中東の政治(木3)」
「日本政治(木4)」 「国際経済論I・II(木4)」
いずれかを履修希望する場合。

→ 4月3日(水)～5日(金)までに教務係窓口にて申し出ること。期間内に演習参加許可が発表されない場合は、教務係窓口にて相談すること。
3. 必修類以外の学生で単位未修得の者が履修を希望する場合は、別途、所属クラスを設定するので、4月3日(水)～5日(金)までに教務係にて受講 手続をすること。期間内に手続をしない場合は受講できないので注意すること。
4. 通常の講義とは異なり、過去に受講していても再度授業を受けることが求められる。（従って、同一時間帯に行われる他の授業には一切登録ができなくなるので、注意すること。）

※授業用の教材は、教務係窓口で受け取ること。

3月26日 法学部